

○厚生労働省告示第十八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項及び第六十五条の二第二項、作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第三十条並びに特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の七第一項第二号の規定に基づき、作業環境測定基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年一月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

作業環境測定基準等の一部を改正する告示

（作業環境測定基準の一部改正）

第一条 作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

第八条 電離放射線障害防止規則第五十三条第一号に掲げる作業場における外部放射線による線量当量率又は線量当量の測定に用いる機器は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める測定機器を用いて行わなければならない。

(削る)

- 一 ベータ線 七十マイクロメートル線量当量率又は七十マイクロメートル線量当量を適切に測定できるもの
- 二 中性子線 一センチメートル線量当量率又は一センチメートル線量当量を適切に測定できるもの
- 三 ガンマ線又はエックス線 一センチメートル線量当量率若しくは一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量若しくは七十マイクロメートル線量当量を適切に測定できるもの

(特定化学物質の濃度の測定)

第十条 (略)

2 4 (略)

5 前項の規定にかかわらず、第一項に規定する測定のうち、令別表第三第一号6又は同表第二号3の2、9から11まで、13、13の

改正前

第八条 電離放射線障害防止規則第五十三条第一号に掲げる作業場における外部放射線による線量当量率又は線量当量の測定は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる測定機器を用いて行わなければならない。

区 分	測 定 機 器
中性子線	計数管式中性子測定器、シンチレーション式中性子測定器、熱ルミネセンス線量計又はフィルムバッジ
ガンマ線又はエックス線	電離箱式照射線量率計、ガイガ・ミュラー計数管式線量率計、シンチレーション式線量率計、電離箱式照射線量計、熱ルミネセンス線量計、フィルムバッジ又は蛍光ガラス線量計

(新設)

(新設)

(新設)

(特定化学物質の濃度の測定)

第十条 (略)

2 4 (略)

(新設)

(傍線部分は改正部分)

2、19、21、22、23若しくは27の2に掲げる物（以下この項において「低管理濃度特定化学物質」という。）の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一 試料空気の採取等は、単位作業場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いる方法により行うこと。

二 前号の規定による試料採取機器等の装着は、単位作業場所において、労働者にばく露される低管理濃度特定化学物質の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数の労働者に対して行うこと。ただし、その数は、それぞれ、五人を下回ってはならない。

三 第一号の規定による試料空気の採取等の時間は、前号の労働者が一の作業日のうち単位作業場所において作業に従事する全時間とすること。ただし、当該作業に従事する時間が二時間を超える場合であつて、同一の作業を反復する等労働者にばく露される低管理濃度特定化学物質の濃度がほぼ均一であることが明らかなきときは、二時間を下回らない範囲内において当該試料空気の採取等の時間を短縮することができる。

四 単位作業場所において作業に従事する労働者の数が五人を下回る場合にあつては、第二号ただし書及び前号本文の規定にかかわらず、一の労働者が一の作業日のうち単位作業場所において作業に従事する時間を分割し、二以上の第一号の規定による試料空気の採取等が行われたときは、当該試料空気の採取等は、当該二以上の採取された試料空気の数と同数の労働者に対して行われたものとみなすことができること。

五 低管理濃度特定化学物質の発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、前各号に定めるところによるほか、当該作業が行われる時間のうち、空气中の低管理濃度特定化学物質の濃度が最も高くなると思われる時間に、試料空気の採取等を行うこと。

六 前号の規定による試料空気の採取等の時間は、十五分間とす

るに代り。

6 5 (略)

(鉛の濃度の測定)

2 第11条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、第十条第五項各号の規定は、第一項に規定する測定につき、準用することができる。この場合において、同条第五項中「令別表第三第一号6又は同表第二号3の2、9から11まで、13、13の2、19、21、22、23若しくは27の2に掲げる物(以下この項において「低管理濃度特定化学物質」という。)」とあるのは、「鉛」と読み替えるものとする。

(有機溶剤等の濃度の測定)

第十三条 (略)

2 5 4 (略)

5 前項の規定にかかわらず、第十条第五項各号の規定は、第一項に規定する測定のうち塗装作業等有機溶剤等の発散源の場所が一定しない作業が行われる単位作業場所において行われるものにつき、準用することができる。この場合において、同条第五項中「令別表第三第一号6又は同表第二号3の2、9から11まで、13、13の2、19、21、22、23若しくは27の2に掲げる物(以下この項において「低管理濃度特定化学物質」という。)」とあるのは、「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤(特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特別有機溶剤を含む。)」と読み替えるものとする。

6 第十条第六項から第九項までの規定は、第三項の許可について準用する。

別表第一(第十条関係)

5 5 8 (略)

(鉛の濃度の測定)

2 第11条 (略)

2 (略)

(新設)

(有機溶剤等の濃度の測定)

第十三条 (略)

2 5 4 (略)

(新設)

5 第十条第五項から第八項までの規定は、第三項の許可について準用する。

別表第一(第十条関係)

(略)	物の種類	三・三ージクロロ 四・四ージアミノジ フェニルメタン
	試料採取方法	固体捕集方法
	分析方法	ガスクロマトグラフ 分析方法

(略)	物の種類	三・三ージクロロ 四・四ージアミノジ フェニルメタン
	試料採取方法	ろ過捕集方法
	分析方法	吸光度分析方法、 ガスクロマトグラフ 分析方法又は高速液 体クロマトグラフ分 析方法

(作業環境測定士規程の一部改正)

第二条 作業環境測定士規程(昭和五十一年労働省告示第十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

(講習)
 第三条 作業環境測定法第五条の講習(以下「講習」という。)は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。

(講習)
 第三条 作業環境測定法第五条の講習(以下「講習」という。)は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。

講習の科目	範囲	時間
(略) 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの	作業環境測定の目的 個人サンプリング法(規則第三条第一項第一号イに規定する個人サンプリング法をいう。次の項において同じ。)に係るデザインの方法 個人サンプリング法に係るサンプリングの方法 簡易測定機器とその取扱い	八時間
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法以外のものに係るもの	作業環境測定の目的 デザイン(個人サンプリング法を除く。)[の方法 サンプリング(個人サンプリング法を除く。)]の方法 簡易測定機器とその取扱い	(略)
規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(略)	(略)
規則別表第二号	(略)	(略)

講習の科目	範囲	時間
(略) (新設) 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務	作業環境測定の目的 デザインの方法 サンプリングの方法 簡易測定機器とその取扱い	(略)
別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(略)	(略)
別表第二号の作	(略)	(略)

2 3 4 (略)	の作業場の作業環境について行う分析の実務	(略)
	規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(略)
	規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(略)
	規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(略)

2 3 4 (略)	業場の作業環境について行う分析の実務	(略)
	別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(略)
	別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(略)
	別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(略)

(作業環境評価基準の一部改正)

第三条 作業環境評価基準(昭和六十三年労働省告示第七十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

第四条 前二条の規定は、C測定（作業環境測定基準第十條第五項

第一号から第四号までの規定により行う測定（作業環境測定基準

第十一條第三項及び第十三條第五項において準用する場合を含む

。）をいう。）及びD測定（作業環境測定基準第十條第五項第五

号及び第六号の規定により行う測定（作業環境測定基準第十一條

第三項及び第十三條第五項において準用する場合を含む。）をい

う。）について準用する。この場合において、第二條第一項第一

号中「A測定（作業環境測定基準第二條第一項第一号から第二号

までの規定により行う測定（作業環境測定基準第十條第四項、第

十條の二第二項、第十一條第二項及び第十三條第四項において準

用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）とあるのは「C測

定（作業環境測定基準第十條第五項第一号から第四号までの規定

により行う測定（作業環境測定基準第十一條第三項及び第十三條

第五項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）と

あり、同項第二号中「A測定及びB測定（作業環境測定基準第二條

第一項第二号の二の規定により行う測定（作業環境測定基準第十

條第四項、第十條の二第二項、第十一條第二項及び第十三條第四

項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）とある

のは「C測定及びD測定（作業環境測定基準第十條第五項第五

号及び第六号の規定により行う測定（作業環境測定基準第十一條

第三項及び第十三條第五項において準用する場合を含む。）をい

う。以下同じ。）と、「B測定の測定値」とあるのは「D測定

の測定値」と、「(二)以上の測定点においてB測定を実施した場合

には、そのうちの最大値。以下同じ。）」とあるのは「(二人

以上の者に対してD測定を実施した場合には、そのうちの最大値

。以下同じ。）」と、同條第二項及び第三項中「測定点がある単

位作業場所」とあるのは「測定値がある単位作業場所」と、同條

(新設)

--	--

第二項から第四項までの規定中「測定点における測定値」とあるのは「測定値」と、同条第四項中「測定点ごとに」とあるのは「測定値ごとに」と、前条中「logE_{A1}」とあるのは「logE_{C1}」と、
「logE_{A2}」とあるのは「logE_{C2}」と、「E_{A1}」とあるのは「E_{C1}」と、「E_{A2}」とあるのは「E_{C2}」と、「A測定」の測定値」とあるのは「C測定の測定値」と、それぞれ読み替えるものとする。

(インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない
呼吸用保護具の一部改正)

第四条 インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければなら
ない呼吸用保護具(平成二十四年厚生労働省告示第五百七十九号)の一部を次の表のように改正す
る。

改正後	改正前
<p>一・二 (略)</p> <p>三 前号の規定は、C測定(作業環境測定基準第十条第五項第一号から第四号までの規定により行う測定をいう。)及びD測定(作業環境測定基準第十条第五項第五号及び第六号の規定により行う測定をいう。)について準用する。この場合において、前号イ中「A測定(作業環境測定基準第十条第四項において準用する作業環境測定基準第二条第一項第一号から第二号までの規定により行う測定をいう。以下同じ。)」とあるのは「C測定(作業環境基準第十条第五項第一号から第四号までの規定により行う測定をいう。以下同じ。)」と、「作業環境評価基準(昭和六十三年労働省告示第七十九号)第二条第一項」とあるのは「作業環境評価基準(昭和六十三年労働省告示第七十九号)第四条において読み替えて準用する作業環境評価基準第二条第一項」と、同号口中「A測定」とあるのは「C測定」と、「B測定(作業環境測定基準第十条第四項において準用する作業環境測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定をいう。以下同じ。)」とあるのは「D測定(作業環境測定基準第十条第五号及び第六号の規定により行う測定をいう。以下同じ。)」と、「B測定の測定値(二以上の測定点においてB測定を実施した場合には、そのうちの最大値)」とあるのは「D測定の測定値(二人以上の者に対してD測定を実施した場合には、そのうちの最大値)」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>四 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三 (略)</p>

附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和三年四月一日から適用する。ただし、第一条中第八条の改正規定及び別表第一の改正規定は、令和二年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に作業環境測定法第五条に規定する試験に合格している者が第二条の規定による改正後の作業環境測定士規程第三条の表の上欄に掲げる講習の科目のうち作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るものを受けようとする場合においては、当該科目に係る同表の中欄中「簡易測定機器とその取扱い」とあるのは「簡易測定機器とその取扱い 関係法令」と、当該科目に係る同表の下欄中「八時間」とあるのは「九時間」と、それぞれ読み替えるものとする。

(東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第二条第七項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法、基準及び区分の一部改正)

3 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第二条第七項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法、基準及び区分(

平成二十三年厚生労働省告示第四百六十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(平均空間線量率の計算方法)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 空間線量率の測定に用いる測定機器については、作業環境測定基準第八条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める測定機器を使用すること。</p>	<p>(平均空間線量率の計算方法)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 空間線量率の測定に用いる測定機器については、作業環境測定基準第八条の表の下欄に掲げる測定機器を使用すること。</p>

作業環境測定基準等の一部を改正する告示 読替表 目次

一 改正後の作業環境評価基準第四条の規定による同基準第二条及び第三条の読替え	1
二 改正後のインジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具第三号の規定による同告示第二号の読替え	5

○ 改正後の作業環境評価基準第四条の規定による同基準第二条及び第三条の読替え

(傍線部は第四条の規定による読替部分)

読替後

(測定結果の評価)

第二条 労働安全衛生法第六十五条の二第一項の作業環境測定の結果の評価は、単位作業場所(作業環境測定基準(昭和五十一年労働省告示第四十六号)第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。以下同じ。)ごとに、次の各号に掲げる場合に
 一 管理区分から第三管理区分までに区分することにより行うものとする。

一 C測定(作業環境測定基準第十条第五項第一号から第四号までの規定により行う測定(作業環境測定基準第十一条第三項及び第十三条第五項において準用する場合を含む。))をいう。以下同じ。)のみを行つた場合

管理区分	評価値と測定対象物に係る別表に掲げる管理濃度との比較の結果
第一管理区分	第一評価値が管理濃度に満たない場合
第二管理区分	第一評価値が管理濃度以上であり、かつ、第二評価値が管理濃度以下である場合
第三管理区分	第二評価値が管理濃度を超える場合

二 C測定及びD測定(作業環境測定基準第十条第五項第五号及び第六号の規定により行う測定(作業環境測定基準第十一条第三項及び第十三条第五項において準用する場合を含む。))をいう。以下同じ。)を行つた場合

管理区分 評価値又はD測定の測定値と測定対象物に係

読替前

(測定結果の評価)

第二条 労働安全衛生法第六十五条の二第一項の作業環境測定の結果の評価は、単位作業場所(作業環境測定基準(昭和五十一年労働省告示第四十六号)第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。以下同じ。)ごとに、次の各号に掲げる場合に
 一 管理区分から第三管理区分までに区分することにより行うものとする。

一 A測定(作業環境測定基準第二条第一項第一号から第二号までの規定により行う測定(作業環境測定基準第十条第四項、第十条の二第二項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。))をいう。以下同じ。)のみを行つた場合

管理区分	評価値と測定対象物に係る別表に掲げる管理濃度との比較の結果
第一管理区分	第一評価値が管理濃度に満たない場合
第二管理区分	第一評価値が管理濃度以上であり、かつ、第二評価値が管理濃度以下である場合
第三管理区分	第二評価値が管理濃度を超える場合

二 A測定及びB測定(作業環境測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定(作業環境測定基準第十条第四項、第十条の二第二項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。))をいう。以下同じ。)を行つた場合

管理区分 評価値又はB測定の測定値と測定対象物に係

第一管理区分	る別表に掲げる管理濃度との比較の結果 第一評価値及びD測定値(二人以上の者に対してD測定を実施した場合には、そのうちの最大値。以下同じ。)が管理濃度に満たない場合
第二管理区分	第二評価値が管理濃度以下であり、かつ、D測定値が管理濃度の1・五倍以下である場合(第一管理区分に該当する場合を除く。)
第三管理区分	第二評価値が管理濃度を超える場合又はD測定値が管理濃度の1・五倍を超える場合
合	第二評価値が管理濃度を超える場合又はD測定値が管理濃度の1・五倍を超える場合

2 測定対象物の濃度が当該測定で採用した試料採取方法及び分析方法によつて求められる定量下限の値に満たない測定値がある単位作業場所にあつては、当該定量下限の値を当該測定値とみなして、前項の区分を行うものとする。

3 測定値が管理濃度の十分の一に満たない測定値がある単位作業場所にあつては、管理濃度の十分の一を当該測定値とみなして、第一項の区分を行うことができる。

4 労働安全衛生法施行令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤(特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)第三十六条の五において準用する有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)第二十八条の二第一項の規定による作業環境測定の結果の評価にあつては、特定化学物質障害予防規則第二号第一項第三号の二に規定する特別有機溶剤を含む。以下この項において同じ。)を二種類以上含有する混合物に係る単位作業場所にあつては、測定値ごとに、次の式により計算して得た換算値を当該測定値とみなして、第一項の区分を行うものとする。この場合において、管理濃度に相当する値は、一とするものとする。

第一管理区分	る別表に掲げる管理濃度との比較の結果 第一評価値及びB測定値(二以上の測定点においてB測定を実施した場合には、そのうちの最大値。以下同じ。)が管理濃度に満たない場合
第二管理区分	第二評価値が管理濃度以下であり、かつ、B測定値が管理濃度の1・五倍以下である場合(第一管理区分に該当する場合を除く。)
第三管理区分	第二評価値が管理濃度を超える場合又はB測定値が管理濃度の1・五倍を超える場合
合	第二評価値が管理濃度を超える場合又はB測定値が管理濃度の1・五倍を超える場合

2 測定対象物の濃度が当該測定で採用した試料採取方法及び分析方法によつて求められる定量下限の値に満たない測定値がある単位作業場所にあつては、当該定量下限の値を当該測定値とみなして、前項の区分を行うものとする。

3 測定値が管理濃度の十分の一に満たない測定点がある単位作業場所にあつては、管理濃度の十分の一を当該測定点における測定値とみなして、第一項の区分を行うことができる。

4 労働安全衛生法施行令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤(特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)第三十六条の五において準用する有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)第二十八条の二第一項の規定による作業環境測定の結果の評価にあつては、特定化学物質障害予防規則第二号第一項第三号の二に規定する特別有機溶剤を含む。以下この項において同じ。)を二種類以上含有する混合物に係る単位作業場所にあつては、測定点ごとに、次の式により計算して得た換算値を当該測定点における測定値とみなして、第一項の区分を行うものとする。この場合において、管理濃度に相当する値は、一とするものとする。

$$C = \frac{C_1 + C_2 + \dots}{n}$$

E_1, E_2

この式において、 C, C_1, C_2, \dots 及び E_1, E_2, \dots は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 換算値

C_1, C_2, \dots 有機溶剤の種類ごとの測定値

E_1, E_2, \dots 有機溶剤の種類ごとの管理濃度

(評価値の計算)

第三条 前条第一項の第一評価値及び第二評価値は、次の式により計算するものとする。

$$\log E_{C_1} = \log M_1 + 1.645 \sqrt{(\log^2 \sigma_1 + 0.084)}$$

$$\log E_{C_2} = \log M_1 + 1.151 (\log^2 \sigma_1 + 0.084)$$

これらの式において、 E, C, M, σ 及び C は、それぞれ次の値を表すものとする。

第一評価値

C 測定の測定値の幾何平均値

C 測定の測定値の幾何標準偏差

第二評価値

2 前項の規定にかかわらず、連続する二作業日（連続する二作業日について測定を行うことができない合理的な理由がある場合にあつては、必要最小限の間隔を空けた二作業日）に測定を行ったときは、第一評価値及び第二評価値は、次の式により計算することができる。

$$\log E_{C_1} = (1/2) (\log M_1 + \log M_2) + 1.645 \sqrt{(1/2) (\log^2 \sigma_1 + \log^2 \sigma_2) + (1/2) (\log M_1 - \log M_2)^2}$$

これらの式において、 E, C, M, σ 及び C は、それ

$$C = \frac{C_1 + C_2 + \dots}{n}$$

E_1, E_2

この式において、 C, C_1, C_2, \dots 及び E_1, E_2, \dots は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 換算値

C_1, C_2, \dots 有機溶剤の種類ごとの測定値

E_1, E_2, \dots 有機溶剤の種類ごとの管理濃度

(評価値の計算)

第三条 前条第一項の第一評価値及び第二評価値は、次の式により計算するものとする。

$$\log E_{A_1} = \log M_1 + 1.645 \sqrt{(\log^2 \sigma_1 + 0.084)}$$

$$\log E_{A_2} = \log M_1 + 1.151 (\log^2 \sigma_1 + 0.084)$$

これらの式において、 E, A, M, σ 及び A は、それぞれ次の値を表すものとする。

第一評価値

A 測定の測定値の幾何平均値

A 測定の測定値の幾何標準偏差

第二評価値

2 前項の規定にかかわらず、連続する二作業日（連続する二作業日について測定を行うことができない合理的な理由がある場合にあつては、必要最小限の間隔を空けた二作業日）に測定を行ったときは、第一評価値及び第二評価値は、次の式により計算することができる。

$$\log E_{A_1} = (1/2) (\log M_1 + \log M_2) + 1.645 \sqrt{(1/2) (\log^2 \sigma_1 + \log^2 \sigma_2) + (1/2) (\log M_1 - \log M_2)^2}$$

これらの式において、 E, A, M, σ 及び A は、それ

それぞれの値を表すものとする。

$E C_2 | \sigma_2 \sigma_1 M_2 M_1 E C_1 |$

第一評価値

一日目のC測定値の幾何平均値
二日目のC測定値の幾何平均値
一日目のC測定値の幾何標準偏差
二日目のC測定値の幾何標準偏差

第二評価値

それぞれの値を表すものとする。

$E A_2 | \sigma_2 \sigma_1 M_2 M_1 E A_1 |$

第一評価値

一日目のA測定値の幾何平均値
二日目のA測定値の幾何平均値
一日目のA測定値の幾何標準偏差
二日目のA測定値の幾何標準偏差

第二評価値

○ 改正後のインジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具第三号の規定による同告示第二号の読替え

(傍線部分は第三号による読替部分)

<p>読替後</p>	<p>二 前号の値は、次のイ又はロに掲げる場合に依じて、それぞれ当該イ又はロに掲げるものとする。</p> <p>イ C測定（作業環境測定基準第十條第五項第一号から第四号までの規定により行う測定をいう。以下同じ。）のみを行った場合 空气中のインジウムの濃度の第一評価値（作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）第四條において読み替えて準用する作業環境評価基準第二條第一項の第一評価値をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ C測定及びD測定（作業環境測定基準第十條第五項第五号及び第六号の規定により行う測定をいう。以下同じ。）を行った場合 空气中のインジウムの濃度の第一評価値又はD測定の測定値（二人以上の者に対してD測定を実施した場合には、そのうちの最大値）のうちいずれか大きい値</p>
<p>読替前</p>	<p>二 前号の値は、次のイ又はロに掲げる場合に依じて、それぞれ当該イ又はロに掲げるものとする。</p> <p>イ A測定（作業環境測定基準第十條第四項において準用する作業環境測定基準第二條第一項第一号から第二号までの規定により行う測定をいう。以下同じ。）のみを行った場合 空气中のインジウムの濃度の第一評価値（作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）第二條第一項の第一評価値をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ A測定及びB測定（作業環境測定基準第十條第四項において準用する作業環境測定基準第二條第一項第二号の二の規定により行う測定をいう。以下同じ。）を行った場合 空气中のインジウムの濃度の第一評価値又はB測定の測定値（二以上の測定点においてB測定を実施した場合には、そのうちの最大値）のうちいずれか大きい値</p>